

家庭の省エネ・エコライフスタイル推進強化事業 に係る企画提案公募要領

大阪府では、家庭部門における温室効果ガス排出を削減するため、各家庭における省エネ意識を高め、日常的な省エネに向けた取組を深化・拡大を図ることを目的に「家庭の省エネ・エコライフスタイル推進強化事業」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 事業名（又は業務名）

家庭の省エネ・エコライフスタイル推進強化事業

(1) 事業の趣旨・目的

地球温暖化が進展する中、温室効果ガスの削減に向けた省エネ対策の推進は、国のみならず府の重要課題の1つになっている。

特に、家庭部門については産業・運輸部門に比べて省エネ対策の取組が進んでおらず、国の「地球温暖化対策計画」（2016年5月策定）や「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（2015年3月策定）の目標達成には、省エネ意識を高め、家庭での省エネを推進することにより世帯あたりのエネルギー消費量を減少させていくことが重要である。

このため、本事業では、省エネに関心の薄い府民を中心に広く省エネ行動の裾野を広げていくため、地域で啓発活動を担う「地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）」制度を活用して、府民に分かりやすく省エネアドバイスを行う人材（以下「省エネアドバイザー」という。）を養成し、環境関連イベント会場や商業施設など府民に身近な場所で（個別対応型）省エネ相談会を開催し、簡易的な省エネ診断等を府内各地で実施する。

(2) 事業概要

- 1 「省エネアドバイザー」養成講座の開講
- 2 「省エネアドバイザー」の活躍の場の創出（省エネ相談会の開催）

(3) 委託上限額

3, 596千円（税込）

2 スケジュール

平成31年4月24日（水）	公募開始
平成31年5月17日（金）	質問受付締切
平成31年5月24日（金）	提案書類提出締切
平成31年6月上旬頃	選定委員会
平成31年6月下旬頃	契約締結
平成31年6月下旬頃	事業開始
平成32年3月23日（月）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※（6）は共同企業体の構成員の代表者が有していればよい。）

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 成年被後見人
- イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従

前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(1)キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（(1)キに掲げる者を除く。）でないこと。
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

平成31年4月24日（水）から平成31年5月24日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

大阪府環境農林水産部エネルギー政策課環境戦略グループ

住 所：大阪市住之江区南港北 1—14—16
大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）22 階
電話番号：06-6210-9549

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、エネルギー政策課ホームページ
(http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/2019shouene_koubo.html) からダウンロード
できます。(郵送による配布は行いません。)

エ 受付期間

平成 31 年 4 月 24 日（水）から平成 31 年 5 月 24 日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで）

オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。(郵送による提出は認めません。)

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書（様式 1：正本 1 部）

イ 企画提案書（様式 2：正本 1 部 副本 8 部）

ウ 応募金額提案書（様式 3：正本 1 部 副本 8 部）

エ 本事業に関する過去の実績と本事業との関連調書（様式 4：正本 1 部 副本 8 部）

本事業に関連した過去（公募開始日以前 3 年以内）に実施した類似事業に関し、本事業へ
活用できる関連性を記載してください。特に実績が無い場合は、その旨を記載し提出してく
ださい。

オ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書（様式 5：正本 1 部）

② 共同企業体協定書（写し）（様式 6：正本 1 部）

③ 委任状（様式 7：正本 1 部）

④ 使用印鑑届（様式 8：正本 1 部）

カ 誓約書（参加資格関係）（様式 9：正本 1 部）

※上記の他、以下の書類も提出してください。

キ 定款又は寄付行為の写し（1 部）（原本証明してください。）

ク ①法人登記簿謄本（1 部）

・法人の場合に提出してください。

・発行日から 3 カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1 部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から 3 カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る「登記されていないことの証明」（1 部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から 3 カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ケ 納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

- ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- コ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
 - ①貸借対照表
 - ②損益計算書
 - ③株主資本等変動計算書
- サ 障害者雇用状況報告書の写し（1部）
 - ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）により事業主（常時雇用労働者数が50人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し
 - ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。）
 - ・報告義務のある方のみ提出してください。

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類はモノクロ（白黒）としてください。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。

エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例>「家庭の省エネ・エコライフスタイル推進強化事業」提案書
株式会社〇〇（法人名）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

説明会の開催の予定はありません。なお、質問は後述「6」のとおり受け付けます。

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日（平成31年4月24日（水））から平成31年5月17日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：eneseisaku-02@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

※ 件名は【質問：家庭の省エネ・エコライフスタイル推進強化事業】としてください。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 質問への回答はエネルギー政策課ホームページ

（http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/2019shouene_koubo.html）に掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点未満の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
事業の目的・内容の理解度	・現状や課題についての理解や知識は十分にあるか。	15点
人員配置・組織体制等	・事業の運営体制及び運営責任者は事業執行に適切か。	15点
養成講座の開講	・養成テキストの内容について、2018年度の実績(省エネ相談会開催結果等)を踏まえ、より実践的な提案となっているか。 ・養成講座の内容について、省エネアドバイザー登録者の活用も含め、より効果的な提案となっているか。	20点
活躍の場の創出	・省エネ相談会実施に係る開催手法、市町村や民間との連携手法及び効果検証のためのアンケート調査内容・手法について現実的かつ効果的な提案内容となっているか。 ・省エネ相談会の効果的な開催手法を比較検証するための内容が適切か。 ・事業成果の広域的活用(市町村やNPO等を含む民間との連携手法等)について現実的かつ効果的な手法となっているか。	20点
各家庭の省エネ行動の促進	・省エネ行動を起こすための効果的な情報提供等の手法や、省エネ行動を持続的に実施するための手法に工夫がみられるか。 ・国事業「家庭エコ診断」の受診希望者に対して現実的かつ効果的な連携手法となっているか。	20点
価格点	(価格点の算定式) ・満点(10点)×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格	10点
合 計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目をエネルギー政策課ホームページ(http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/2019shouene_koubo.html)において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

① 最優秀提案事業者(契約交渉の相手方)と評価点、価格点及び提案金額

- ② 全提案事業者の名称
- ③ 全提案事業者の評価点、価格点及び提案金額
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他
最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講ずることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議していただきます。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
なお、仕様書で示した水準（省エネ診断数等）に達しない場合、金額について変更が生じる場合があります。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
ただし、大阪府と協議の上、概算で支払いをしなければ契約しがたいと認められた場合は、地方自治法施行令第162条第6号及び大阪府財務規則第45条第2号の規定に基づき、概算払いをすることができるものとします。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式10）を提出していただきます。誓約書を提出しないときは、契約を締結できません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結できません。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 大阪府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。
ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額によります。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8

割に相当する金額によります。

ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額によります。

エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額によります。

オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額によります。

カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額によります。

(8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければなりません。

イ 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）がなされた場合。

ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

9 その他

(1) 応募提案にあたっては、**公募要領、仕様書及び昨年度の成果物等（養成テキスト、省エネ相談会開催結果）**を熟読してください。

なお、各書類は、エネルギー政策課ホームページ

http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/2019shouene_koubo.html）で掲載します。

(2) 公募型プロポーザル方式に係る次の基準等を熟読し、遵守してください。

大阪府公募型プロポーザル方式実施基準

<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/proposal/jisshikiyun.pdf>

公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得

<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/proposal/kokoroe.pdf>